

# 令和7年度 不祥事防止委員会 活動計画

安芸太田町立加計中学校

## 1 不祥事防止委員会の構成委員と位置付け

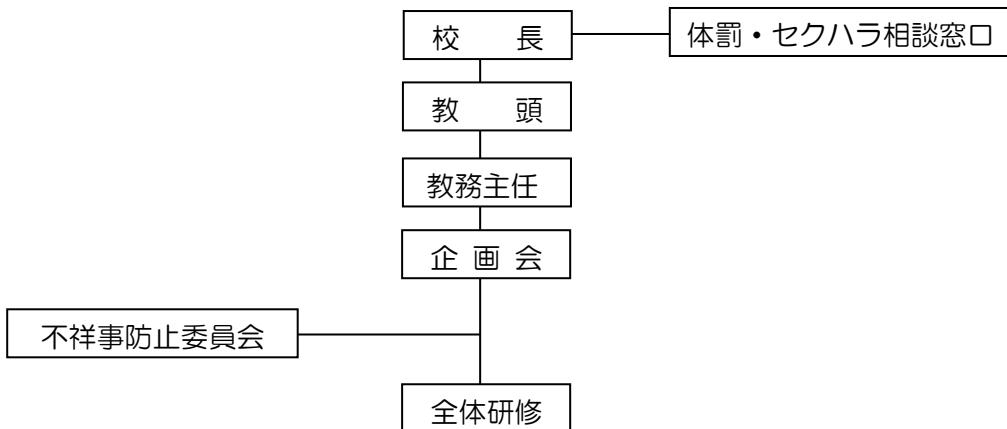
### ①「不祥事防止委員会」の構成委員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・「体罰・セクハラ相談窓口」担当者

### ②「体罰・セクハラ相談窓口」担当者

教頭・教育相談担当

### ③位置付け



## 2 主な研修・活動計画

月・日(曜) 月別重点目標	内 容	具体的方策・資料 他
4月2日(水)	・校長から委員会設置の趣旨・委員会の運営・構成委員・活動計画・内容等の説明 ・教職員の状況	・「懲戒処分の指針」、「安芸太田町教育委員会緊急アピール」「不祥事防止委員会設置要綱」、・学校経営計画書等
5月21日(水)	●全体会 「パワーハラスメント・わいせつ・セクハラ」	・「教職員による不祥事の根絶」等 3学年会担当
6月18日(水)	●全体会 「体罰防止」	・「教職員による不祥事の根絶」等 2学年会担当
7月24日(水)	●全体会 「個人情報の管理」	・「教職員による不祥事の根絶」等 1学年会担当

8月20日（水）	●全体研修 「わいせつ・セクハラ」	・「教職員による不祥事の根絶」等 ・啓発プリント 総務部担当
12月10日（水）	●全体研修 「飲酒運転防止・交通違反」	・「教職員による不祥事の根絶」等 3学年会担当
12月24日（水）	●全体研修 「法令・法規」	・「教職員による不祥事の根絶」等 2学年会担当
1月28日（水）	●全体研修 「守秘義務」	・「教職員による不祥事の根絶」等 1学年会担当
2月25日（水）	●全体研修 「個人情報の管理・守秘義務」	・「教職員による不祥事の根絶」等 総務部担当

### 3 不祥事防止委員会

月の第1・第3木曜日のいずれかで開催予定もしくは企画会後半とする場合もある。  
状況把握と情報提供、ならびに研修計画や自己点検の分析、資料選択等を行う。

### 4 日常の職務にかかわって

- (1) 口頭による注意喚起や情報提供は通年を通して行う。
- (2) 職場の人間関係づくりにも力点をおく。
- (3) 県教育委員会、新聞報道により服務にかかる内容が発生した場合、速やかに職朝等を利用して、ミニ服務研修会を実施する。